

道路反射鏡（カーブミラー）の設置に関して

道路反射鏡（カーブミラー）はあくまで安全運転を補助するものとなりますので、まずは自分の目でしっかりと目視確認をしていただき、安全運転を心掛けてください。

設置要件について

道路反射鏡（カーブミラー）は、次の各号いずれかに該当する場合に設置する。ただし、設置場所の安全性が保たれていなければならない。

（１）従道路が通り抜けできる市道で、主道路が一定量の通過車両があり、隅切りなどの措置がないため見通しが悪く危険である場合。
なお、歩道が設置されており、左右の車両の確認ができる場合は、その限りでない。

（２）従道路が通り抜けできない市道で、主道路が一定量の通過車両があり、隅切りなどの措置がないため見通しが悪く危険で、かつ、当該の従道路を利用する町内会議所及び公園等の公共施設があり、特に市長が必要と認めた場合。

※カーブミラーの保守管理は市が行うものとし、不必要なものは逐次撤去するものとする。

申請方法について

地区の区長に話を通していただき、地元住民の意見として申請書類を提出していただく形になります。